

見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

1．制度の名称（通称可）	自動車道の検査
2．根拠法令	道路運送法第57～60条
3．担当部署名	国土交通省自動車交通局総務課企画室（道路係）
4．当該制度に係る過去5年間の制度改正状況	<p>(1)改正年度 該当なし。</p> <p>(2)改正内容 該当なし。</p> <p>(3)背景事情 該当なし。</p>
5．今回の見直し作業の結果	
見直し作業の実施方法	該当なし
5 - 1．国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか	<p>(1)検討結果 維持する必要がある。</p> <p>(2)理由 自動車道は、一般の道路と同様に一般の交通の用に供するもので公共性の高い施設である。検査は、構造及び設備が工事方法及び事業計画並びに技術上の基準に適合し、安全性が確保されているかを確認するもので、違反発生時の影響が重大であり、安全を確保し事業遂行能力を確認するためには行政の関与が不可欠であるため。</p>

<p>5 - 2 . 自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況</p>	<p>(1)検討結果（選択式）</p> <p>a : 自己確認・自主保安化を行った。</p> <p>b : 第三者認証化を行った。</p> <p>c : 国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。</p> <p>(2)上記の説明</p> <p>これまでどおり、国が直接検査することとした。</p> <p>(3)理由</p> <p>自動車道は、一般の道路と同様に一般の交通の用に供するもので公共性の高い施設である。検査は、構造及び設備が工事方法及び事業計画並びに技術上の基準に適合し、安全性が確保されているかを確認するもので、違反発生時の影響が重大であり、安全を確保し事業遂行能力を確認するためには行政の関与が不可欠であるため。</p>
<p>5 - 2 . においてcを選択した場合</p>	
<p>指定検査機関等に検査の実施を委ねる仕組みとしているものについては、当該検査機関等として公益法人要件を課しているかどうか</p>	<p>(1)公益法人要件の有無</p> <p>該当なし。</p> <p>(2)公益法人要件のあるものはその理由</p>
<p>自己責任の考え方に基づいた仕組み（自己確認・自主保安化や、優良事業所等のインセンティブ制度を指すものとする。）とすることができないと判断した根拠等</p>	<p>(1)根拠</p> <p>基本的に自己確認化にすることは不可能である。</p> <p>(2)仮に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合にはどのような問題が生じることとなるかを明らかにし、かつ、どのような事後的措置を講じればこうした問題の発生に対処できると考えるか</p> <p>自動車道は一般交通の用に供されるもので、違反発生時は大災害・大事故につながる恐れがあり、自己確認化は不可能である。その他方法としては、第三者による検査機関等を整備する方法があるが、そのためには多大な予算を必要とすることとなる。また、自動車道は一旦整備するとその後検査を必要とする整備を行うことも少なく、近年では新たに自動車道を整備しようとする計画もないため検査件数も少なく、そのために第三者検査機関等を整備することは業務の非効率を招くことにもなる。</p>

	<p>指定検査機関等の指定の条件の国際基準との整合性</p>	<p>(1)指定基準（根拠法令条項名及びその概要。なお、写しを1部添付してください。）</p> <p>該当なし。</p> <p>(2)指定基準の国際整合性（上記指定基準がISOガイドのどの条項に適合しているかについて項目ごとに説明）</p>
	<p>5 - 3 . 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等</p>	
	<p>国際整合化（基準の基礎（性能規定化している場合にあつては、参照基準）として国際規格を用いているか）。</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>行っていない。国際規格が存在しないため。</p>
	<p>性能規定化</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>既に性能規定化を図っている。</p>
	<p>重複検査の排除等</p>	<p>検討結果及び背景説明について記載。</p> <p>該当なし。</p>